

階層別保育料算定表

0～2歳クラス用

- ・ 0～2歳クラスは、下のとおり保育料を算定します。
- ・ 3歳クラス以上は、保育料無償化の対象です（ただし、別途給食費等の負担があります）。
- ・ 保育料算定に用いる市（区町村）民税額には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。
- ・ 保育料の基準となる きょうだいの人数は、次のとおり数えます。

ふたり親世帯
 ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯

・ラインより上（税額が低い）の世帯は、年齢に関わらずきょうだいを数えます。
 ・ラインより下（税額が高い）の世帯は、対象施設に在園している**未就学のきょうだいのみ**を数えます。

階層区分		階層区分の詳細		月額保育料						
那覇市	国基準			標準時間保育			短時間保育			
				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A	第1階層	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0
B 1	第2階層	市町村民税が非課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	0	0	0	0	0	0	0
B 2			B1以外の世帯	0	0	0	0	0	0	0
C 1 A	第3階層	市町村民税の均等割のみ課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	6,200	0	0	6,200	0	0	
C 1 B			C1A以外の世帯	13,200	6,600	0	12,900	6,450	0	
C 2 A		所得割額が48,600円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	7,400	0	0	7,400	0	0	
C 2 B			C2A以外の世帯	15,600	7,800	0	15,300	7,650	0	
D 1 A	第4階層	所得割額が48,600円以上56,300円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0	
D 1 B			D1A以外の世帯	19,100	9,550	0	18,700	9,350	0	
D 2 A		所得割額が56,300円以上65,500円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0	
D 2 B			D2A以外の世帯	57,700円未満	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0
				57,700円以上	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0
D 3 A		所得割額が65,500円以上77,101円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0	
D 3 B			D3A以外の世帯	26,400	13,200	0	25,900	12,950	0	
D 3 C		所得割額が 77,101円以上84,900円 未満			26,400	13,200	0	25,900	12,950	0
D 4	所得割額が 84,900円以上97,000円 未満			29,400	14,700	0	28,900	14,450	0	
D 5	第5階層	所得割額が 97,000円以上119,800円 未満		34,300	17,150	0	33,700	16,850	0	
D 6		所得割額が 119,800円以上169,000円 未満		38,200	19,100	0	37,500	18,750	0	
D 7	第6階層	所得割額が 169,000円以上301,000円 未満		39,600	19,800	0	38,900	19,450	0	
D 8	第7階層	所得割額が 301,000円以上397,000円 未満		40,800	20,400	0	40,100	20,050	0	
D 9	第8階層	所得割額が 397,000円 以上		53,000	26,500	0	52,000	26,000	0	

給食費の減免について

3歳クラスから、施設が定める給食費が発生します。

給食費には主食費と副食費が含まれており、以下に該当する世帯は減免されます。

- ・ 那覇市で税申告済みの方は手続き不要です。
- ・ 1月1日時点で他市町村に在住していた方など、市町村民税額が確認できない場合は、課税証明書等税額が確認できるものが必要です。

以下に該当すると思われるかたは、お早めにお手続きください。手続きした翌月から減免されます。

2号 認定 児童	減免 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の市町村民税額57,700円未満（ひとり親世帯等は市町村民税額77,101円未満）の世帯の子ども ・ 保育施設等(※)を利用している未就学の子どものみカウントして第3子以降の子ども
	減免額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主食費 600円免除（市内に在住しており、市内の施設に在籍している児童） ・ 副食費 全額免除
1号 認定 児童	減免 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の市町村民税額77,101円未満の世帯の子ども ・ 小学3年生以下で保育施設等(※)を利用している子どものみカウントして第3子以降の子ども
	減免額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主食費 500円免除（市内に在住しており、市内の施設に在籍している児童） ・ 副食費 全額免除

(※) 対象施設は、小学校、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援または医療型児童発達支援サービス利用者です。

1号認定（こども園/幼稚園）で、預かり保育を利用する方の無償化について

1号認定の方は、「保育の必要性」の認定を受けた場合のみ、預かり保育料が上限の範囲内で無償化されます。認定を受けるには、次のとおり申請書類の提出が必要です。

提出書類 (※)	① 認定申請書 ② 保護者の「保育が必要な理由」を証明する書類
提出先	在園している園又は 那覇市こどもみらい課（那覇市役所本庁舎3階49番窓口）
対象者	1号認定クラスで預かり保育を利用する、保育の必要性の認定を受けた世帯
無償の範囲	450円×1か月の利用日数で計算した額を無償化 （ただし、上限額（月11,300円）を超えての無償化は行いません）

(※) 申請書様式は市ホームページからダウンロードできます。